



東北大学

国民年金「学生納付特例制度」のご案内

- 20歳になったら、国民年金に加入し、保険料の納付が義務となります！
- 「国民年金保険料」納付猶予の手続きが川内キャンパスで申請できます！

保険料未納のまま、「学生納付特例制度」の手続きが遅れると…

- ① 将来、受け取る年金が減額されます
- ② 障害基礎年金が受給できなくなる可能性があります



年金は老後のためだけのものではありません！

20歳になったら、本学窓口で早めに、申請手続きをしましょう！

《受付窓口》

川内北キャンパス

教育・学生総合支援センター 1階

学生支援課生活支援係（③番窓口）



※1 年金制度全般のご質問は、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、従来の収入基準によらず、学生納付特例の手続き（臨時特例措置）が可能です。

詳しくはこちらから！

日本年金機構

検索



1:35 / 3:40